

香川県報



第 61 号

平成 18 年

8 月 4 日（金曜日）

目次

告 示

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

（青少年・男女共同参画課）

○有害図書 の 指定

（障害福祉課）

○障害者自立支援法の規定による事業者の指定

（道路課）

○道路の供用開始

（ 〃 〃 ）

○昭和三十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正

（審査課）

公 告

○肥料の登録

（農業経営課）

○平成十八年七月二十八日香川県公告（指定管理者の募集）の一部訂正

（教育委員会）

監査委員公表

○監査結果に基づく措置の公表

○監査結果の公表（三件）

告 示

●香川県告示第五百三十八号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十八年八月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定理由	発行所名	雑誌コード	名	書	図	種別	定日	指年月日	指定番号
内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。	曙出版(株)	06481-08	DVD DOKAN	8 月号	DVD DOKAN	雑誌	平成十八年七月二十八日	135	135
	〃	06482-08	爆写 本当にあった秘密の話 VOL.16 DVD DOKAN	8 月号増刊	VOL.16 DVD DOKAN	〃	〃	136	136
	〃	03947-08	COMIC DVD DOKAN	8 月号	COMIC DVD DOKAN	コミック誌	〃	137	137
	（株）コアマガジン	08169-08	ホイッパ	8 月号 (No.79)	ホイッパ	雑誌	〃	138	138
	〃	18295-08	まんがいち	8 月号 (通巻第195号)	漫画 ばんがいち	コミック誌	〃	139	139
	〃	11537-08	@BUNTA	8 月号 (通巻第61号)	@BUNTA	雑誌	〃	140	140
	（株）ベストセラーズ	04039-08	ザ・ベスト ORIGINAL	8 月号 (NUMBER-104)	ザ・ベスト ORIGINAL	〃	〃	141	141
	〃	14077-8	ザ・ベスト MAGAZINE Special	8 月号 (NO-157)	ザ・ベスト MAGAZINE Special	〃	〃	142	142
	〃	14003-08	ザ・ベスト MAGAZINE	8 月号 (NUMBER-267)	ザ・ベスト MAGAZINE	〃	〃	143	143
	（株）ジーオータイ	11618-08	S1 ガールズ	8 月号増刊	S1 ガールズ VOL.2 e onna	〃	〃	144	144
	〃	07679-8	ビデオボーイ	8 月号 (No.268)	ビデオボーイ	〃	〃	145	145
	（株）一本社	13778-8	ハッスル EX	8 月号増刊	ハッスル EX VOL.4	〃	〃	146	146
	（株）由出版	09671-08	Special AVA	8 月号 (第8巻第8号)	Special AVA	コミック誌	〃	147	147
	（株）空倉出版	15558-8	HEMITSUの恋 SPECIAL	8 月号増刊	HEMITSUの恋 SPECIAL 絶対恋愛 Sweet8	〃	〃	148	148

149	〃	COMIC ペンギンクラフ 8月号 (Vol.240)	17999-8	辰巳出版(株)
150	雑誌	PASTEL 萌 VOL.01 ぺあまがじん8月号増刊	18016-8	(株)日生堂
151	〃	暴走ドキュメント素人A VOL.27 若妻8月号増刊	08842-08	(株)パナハナ
152	〃	URECCO 8月号 (通巻第261号)	01851-08	ミリオンプ出 版(株)
153	〃	美熟婦人画報 7月号 G-men 7月号増刊	05266-7	雄出版(株)
154	〃	Mukuri VOL.8 クリーム8/5号増刊	03300-08	ワイレア出 版(株)
155	コミック 誌	COMIC プルメロ 8月号 (VOL.1) カルビPOWER 8月号増刊	02592-8	若生出版(株)

●香川県告示第五百三十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第三十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年八月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番号	事業所の名称及び 所在地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一五一一 二二三	あいうえお児童デ イサービス 坂出市府中町五六 七五番地一八	有限会社あいうえ お 坂出市府中町五六 七五番地一八	平成十八年 七月二十日	児童デイサービ ス(障害児)

●香川県告示第五百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年八月四日から同月二十五日
まで一般の縦覧に供する。

平成十八年八月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路線名 志度小田津田線(百三十六号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市鴨庄字神明谷四三二五番三地先か ら	一一・一	三二〇	平成十五年 香川県告示 第七十三 号で変更し た区域
さぬき市鴨庄字野田四一八八番二地先まで	一八・八		

四 供用開始の期日 平成十八年八月四日

●香川県告示第五百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次
のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分
の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年八月四日から同月二十五日
まで一般の縦覧に供する。

平成十八年八月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道(一般)
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

東かがわ市五名字中屋敷八三〇番 三地先から 東かがわ市五名字尾鼻一二〇九番 八地先まで		前	後	土地改良法 に基づき事 業地への地 区編入に伴 う現道編入
九・五	一八・五	六六	六六	
九・五	一八・五	六六	六六	
二・三	一・五	一五四	一五四	

四 供用開始の期日 平成十八年八月四日

●香川県告示第五百四十二号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及びび位置等）の一部を次のように改正し、平成十八年八月七日から施行する。

平成十八年八月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及びび位置の表株
式会社中国銀行の項中

高松東支店	高松市	高松市	高松東支店
屋島支店	高松市	高松市	

高松市に改める。

公 告

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年八月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第七四〇号	副産石灰肥料	サン粉末カキ副産石灰	アルカリ分四〇・〇	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	株式会社サン横川 香川県高松市塩江町安原上一三五六	平成二十一年七月二十日

平成十八年七月二十八日香川県公告（指定管理者の募集）の一部を次のように訂正する。
平成十八年八月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

四中「平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで（三年間）」を「平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで（五年間）」に改める。

監査委員公表

●香川県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成18年8月4日

香川県監査委員

石川 豊	石川 修
辻村 同	辻村 同
石川 同	石川 同
野田 同	野田 同

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成17年度
- 3 措置の状況

監査結果（対象機関）	措置の状況
------------	-------

指導注意事項	ア 超過勤務手当の支給に当たって、超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(観光交流局)	支給割合を誤っていた超過勤務手当について、4月分の給料から相殺のうえ返納させた。
--------	---	--

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年8月4日	香川県監査委員	石川 豊
1 監査対象部局	総務部	同
2 監査対象年度	平成17年度	同
3 監査の概要	監査対象機関	監査年月日
	中讃県税事務所	平成18年4月18日
	東讃県税事務所	平成18年4月20日
	西讃県税事務所	平成18年4月26日
	人事・行革課	平成18年6月6日
	自治研修所	〃
	統計調査課	平成18年6月7日
	国際課（バスポートセンター）	〃
	秘書課	〃
	危機管理課	平成18年6月12日
	消防学校	〃
	法務文書課	〃
	税務課	〃

職員課（健康管理室）	平成18年6月13日
青少年・男女共同参画課	〃
青年センター	〃
総務学事課	平成18年6月14日
文書館	平成18年6月16日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

- (1) 指摘事項
該当事項なし
- (2) 指導注意事項

ア 超過勤務手当の支給について

超過勤務手当の支給に当たり、誤って支給したため、支給した相当額を返納させる必要がある。(税務課、秘書課)

イ 賃金の支給について

臨時職員の期末賃金の支給に当たり、支給割合を誤って算定したため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(西讃県税事務所)

(3) 検討指示事項

県税の収入未済額について

県税の徴収については、強制徴収の強化や滞納整理の効率化を図るなど積極的な徴収に努めているが、依然として多額の収入未済額があり、引き続き効果的な徴収確保対策を講じる必要がある。(税務課)

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年8月4日	香川県監査委員	石川 豊
	同	辻 村 修

1 監査対象部局	環境森林部	同	石川 稠 治	平成18年8月4日	香川県監査委員	石川 豊
2 監査対象年度	平成17年度	同	野田 峻 司		同	辻村 修 治
3 監査の概要					同	野田 峻 司
1 監査対象機関	環境保健研究センター	監査年月日		1 監査対象部局	健康福祉部 (病院事業会計を除く)	
	直島環境センター	平成18年4月20日		2 監査対象年度	平成17年度	
	環境・水政策課	平成18年4月21日		3 監査の概要		
	環境管理課	平成18年5月12日		監査対象機関		監査年月日
	みどり保全課	〃		食肉衛生検査所		平成18年4月18日
	みどり整備課	〃		東讃保健福祉事務所		平成18年4月19日
	廃棄物対策課	平成18年5月17日		中讃保健福祉事務所		〃
	森林センター	〃		精神保健福祉センター		平成18年4月20日
	西部林業事務所	〃		保健医療大学		平成18年4月21日
4 監査の結果		平成18年6月16日		医療短期大学		〃
財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。				子ども女性相談センター		平成18年4月24日
なお、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。				知的障害者相談所		〃
予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。				身体障害者相談所		〃
(1) 指摘事項				西讃保健福祉事務所		平成18年4月26日
該当事項なし				障害福祉課		平成18年5月8日
(2) 指導注意事項				医務国保課		〃
該当事項なし				生活衛生課		〃
(3) 検討指示事項				子育て支援課		平成18年5月9日
該当事項なし				薬務感染症対策課		〃
				県立病院課		〃
				健康福祉総務課		平成18年5月11日
				長寿社会対策課		〃
				保育専門学院		平成18年7月14日
				那道学園		〃

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

川部みどり園

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

該当事項なし

(3) 検討指示事項

健康生きがいの中核施設の管理・運営について

健康生きがいの中核施設については、平成10年度から各圏域ごとに順次整備し、指定管理者制度が導入されているところであるが、施設の管理にかかる改修・修繕等の将来的な財政負担のあり方を含め、今後の管理・運営について、早期に適切な対応を図る必要がある。(長寿社会対策課)